

# 施設における自動証明写真機設置事業者募集仕様書

施設における自動証明写真機設置事業者募集については、この仕様書に基づいて施行するものとする。

## 1 貸付場所

- (1) 名 称 安城市役所本庁舎駐輪場の一部
- (2) 所 在 地 安城市桜町18番23号
- (3) 数 量 自動証明写真機1台
- (4) 貸付場所寸法 縦1,100mm以内、横1,400mm以内、高さ2,100mm以内

## 2 使用の形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項に基づく、行政財産の貸付けとする。

## 3 貸付目的

顔写真の貼付けを必要とする申請等を行う際の利便性の向上を図るため。

## 4 貸付期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

## 5 貸付料等

- (1) 納付する金額は、価格提案書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税額を加算した金額である貸付料に自動証明写真機の運営に係る電気料を合計した額とする。
- (2) 自動証明写真機の設置に係る年間の電気料は、自動証明写真機1台につき年額23,000円とする。

## 6 貸付料等の納付

- (1) 貸付料は、年度毎に当該年度分を一括で前納すること。
- (2) 各年度の消費税及び地方消費税額は、納付日に適用される消費税及び地方消費税率を当該年度の貸付料に乗じた額とし、当該年度分を一括で前納すること。
- (3) 貸付料の当該年度分の算定における端数処理については、1円未満を切り捨てることとし、最終支払年度に調整するものとする。
- (4) 電気料は、年度毎に当該年度分を一括で前納すること。
- (5) 前納した貸付料等は設置事業者の責めに帰する理由により契約の全部又は一部を解除する場合は返還しない。

## 7 貸付料等以外の経費

自動証明写真機の設置及び撤去に要する工事費、移転等の費用、その他運営に係る諸経費は全て設置事業者の負担とする。ただし、電源工事費に係る経費は安城市の負担とする。

## 8 権利義務の譲渡等

設置事業者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

## 9 再委託等の禁止

設置事業者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## 10 使用上の制限

(1) 貸付期間満了時又は契約を解除した時には、設置事業者の負担により、速やかに機器を撤去し、同時に使用場所を原状に復すること。

(2) メンテナンス等を行う時間については、安城市の指示に従うこと。

(3) 自動証明写真機の売上額及び件数等については、月次レポート形式により、月1回安城市に報告すること。

## 11 維持管理

(1) 設置工事の日時は、安城市と協議により決定すること。

(2) 消耗品補充、金銭管理など、自動証明写真機の維持管理は、設置事業者が運営状況を考慮し定期的に行うこと。

(3) トラブルや消耗品補充等、自動証明写真機利用者からの問合せやクレーム等に対しては、週末や休日にかかわらず24時間対応すること。

(4) 自動証明写真機の故障、問合せ及び苦情については、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(5) 機器の設置にあたっては、転倒防止措置等の安全確保を行うこと。

(6) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延無く手続を行うこと。

## 12 設置機器

### (1) 用途及び写真サイズ

マイナンバーカード申請に対応した機器であること。また、写真サイズは、下記の各用途に対応するものであること。

ア 履歴書 (40mm×30mm)

イ 運転免許証用 (30 mm×24 mm)

ウ パスポート用 (45 mm×35 mm)

エ マイナンバーカード用 (45 mm×35 mm)

(2) 音声ガイダンス

多言語 (日本語・英語・ポルトガル語を含む。) に対応した機器であること。